

介護職員等特定処遇改善加算

当法人は、介護職員等特定処遇改善加算の算定対象事業所に所属し、介護福祉士の資格を有する介護職員に対して、介護職員等特定処遇改善計画書に基づき、令和2年4月1日より特定処遇改善加算手当として下記の金額を支給します。

【介護職員等特定処遇改善加算とは】

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ① 現行の介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ② 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ③ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、[介護職員等特定処遇改善加算\(厚生労働省資料\)](#)をご確認ください。

【特定処遇改善加算算定対象事業所】

事業所名	介護職員処遇改善加算
養護老人ホームはまゆう(特定施設)	Ⅰ
特別養護老人ホーム恵風園	Ⅰ
はまゆうデイサービスセンター	Ⅱ

【特定処遇改善加算手当の支給方法】

- ① 介護福祉士の資格を有し、10年以上の経験及び技能のある介護職員
(主任介護員・副主任介護員・介護員)
月額 10,000円～20,000円
- ② 介護福祉士の資格を有し、経験10年未満の介護職員
月額 5,000円

※上記①②の介護職員等特定処遇改善手当は、正規職員及び常勤契約職員に毎月支給し、加算金の残金については、一時金として3月に支給する。